

青森県報

第三千六百六十九号

平成二十一年
十二月二日
(水曜日)

目次

告 示

結核予防補助金の基準……………	(保健衛生課) ……	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高齢福祉課) ……	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同) ……	二
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出……………	(障害福祉課) ……	二
右 同……………	(同) ……	二
道路の区域の変更……………	(道路課) ……	二
道路の供用の開始……………	(同) ……	三
廃川敷地等の公示……………	(河川砂防課) ……	三
公 告……………		
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………	(原子力安全対策課) ……	四
雑 報……………		
宅地建物取引主任者資格試験の合格者……………	(建築住宅課) ……	四

告

示

青森県告示第七百六十三号

青森県結核予防補助金交付規程(昭和三十七年三月青森県告示第五百五十二号)第二

条第一項の規定により平成二十一年度における基準を次のとおり定め、同条第二項の規定により告示する。

平成二十一年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

補助金の算定の基礎となる額は、次の表の上欄に掲げる基準額の合計額、同表の下欄に掲げる補助対象経費(補助金の交付の対象となる経費をいう。)の実支出額又は補助金の交付の対象となる事業に要した経費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか少ない方の額とする。

基 準 額	補 助 対 象 経 費
一 四百四十七円に医療機関でレンズカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	学校又は施設の長が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四号)第五十三条の二第一項の規定により行う定期の健康診断に要する経費
二 四百七十円に医療機関で七〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
三 四百九十七円に医療機関で一〇〇ミリメートルミラーカメラにより間接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	
四 千六百七十四円に医療機関で直接撮影を受けた者の延べ数を乗じて得た額	

青森県告示第七百六十四号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十一年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社青森アライフ青	青森市卸町三の五	訪問介護	株式会社青森アライフ青	八戸市青葉一丁目一八の四吉田ビル一階	三・二・三
有有限会社東北福祉サービス	上北郡東北町字往來ノ下一〇	訪問介護	乙供ヘルパーステーション	上北郡東北町字上笹橋四八の一〇	平成三・二・一〇
氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定期日
事	業	指定居宅サービス	行	務	業

青森県告示第七百六十五号

介護保険法（平成十九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十一年十二月二日

青森県知事 三村 申 吾

株式会社青森アライフ青	青森市卸町三の五	訪問介護	株式会社青森アライフ青	八戸市青葉一丁目一八の四吉田ビル一階	平成三・二・三
氏名称又は名	主たる事務所の所在地又は住所	介護サービスの種類	名称	所在地	指定期日
事	業	指定介護予防サービス	行	務	業

青森県告示第七百六十六号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）から名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十一年十二月二日

青森県知事 三村 申 吾

変更前	シルバー病院	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四四	平成三・八・元
変更後	メディカルコート八戸西病院	八戸市大字長苗代字中坪七	平成三・八・元
区分	名称	所在地	変更年月日

青森県告示第七百六十七号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）から名称及び所在地を変更した旨の届出があつたので、同法第六十九条第二号の規定により公示する。

平成二十一年十二月二日

青森県知事 三村 申 吾

変更前	シルバー病院	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の四四四	平成三・八・元
変更後	メディカルコート八戸西病院	八戸市大字長苗代字中坪七	平成三・八・元
区分	名称	所在地	変更年月日

青森県告示第七百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年一月一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二日

青森県知事 三村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間		変更の前後		敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	四五四号	後	前	後	前	敷地の幅員	敷地の延長	備考
							敷地の幅員	敷地の延長	備考
2	県 道	八戸階上線	後	前	後	前	敷地の幅員	敷地の延長	備考
3	県 道	名川階上線	後	前	後	前	敷地の幅員	敷地の延長	備考
4	県 道	南部田子線	後	前	後	前	敷地の幅員	敷地の延長	備考

青森県告示第七百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十二年一月一日まで青森県土木整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
八戸三沢線	上北郡六戸町大字上吉田字前田八八の六から上北郡六戸町大字大落瀬字船場川原二〇の一まで	平成三・三・二

路線	敷地の幅員	敷地の延長	備考
柳町下田停車場	上北郡六戸町大字上吉田字上川原九の二から上北郡六戸町大字上吉田字上川原一の二まで	"	"
八戸階上線	八戸市大字鮫町字海端一七の七から八戸市大字鮫町字海端一七の六まで	"	"
名川階上線	三戸郡階上町大字平内字鹿糠三七の一から三戸郡階上町大字平内字鹿糠三七の一まで	"	"
南部田子線	三戸郡三戸町大字貝守字十右工門平二三の一から三戸郡三戸町大字貝守字十右工門平二三の一まで	"	"

青森県告示第七百七十号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から一箇月間、青森県土木整備部河川砂防課及び

中南地域県民局地域整備部に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 河川の名称

一級河川 岩木川水系長坂川

二 廃川敷地等が生じた年月日

平成二十一年十二月二日

三 廃川敷地等の位置

黒石市大字上十川字留岡五番三二の六地先から同字留岡六番三三の四地先まで

四 廃川敷地等の種類及び数量

雑種地 五一・六・六一平方メートル

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成十七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十一年十二月二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品等の名称及び数量

大気中気体状ベータ放射能測定器 五式

二 調達方法

購入

三 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県原子力センター総務担当

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四 の一

四 契約の方法

一般競争入札

五 契約の相手方を決定した日

平成二十一年十月二十九日

六 契約の相手方の名称及び住所

株式会社千代田テクノル青森営業所

七 契約金額

一億八十万円

八 契約の相手方を決定した理由

物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行

い、かつ、物品等に要求する性能等が満たされていると判断した仕様書等を提示し

た者を契約の相手方としたものである。

九 入札の公告を行った日

平成二十一年九月十一日

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

平成二十一年十月十八日実施した宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る宅地建物取引主任者資格試験に合格した者の氏名を次のとおり公告する。

合格者は五十問中三十三問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中二十八問以上正解の者とする。

平成二十一年十二月二日

財団法人不動産適正取引推進機構 理事長 板 倉 英 則

〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
一	〇	〇	九	七	八	七	六	六	五
〇	〇	二	八	五	五	二	〇	八	五
神 工 菊 澤 佐 兼 篠 奈 盛 三 藤 池 田 藤 平 原 岡 上 貴 朝 利 昌 沙 ひ る 康 子 子 之 藍 崇 宏 樹 み 子 治									
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
二	二	二	二	二	一	一	一	一	〇
九	八	七	六	一	六	五	四	〇	四
高 武 小 芳 塩 前 浜 葛 松 伊 橋 田 嶋 賀 沢 野 谷 西 川 東 洋 里 俊 忠 大 修 節 華 輝 子 真 美 夫 裕 居 二 男 栄 久									

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一
 青森県号

(印刷所・販売人)
 青森市第一問屋町三丁目番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭